

# 美浜差し止め認めず

## 大阪高裁 住民側「能登地震踏まえず」

運転開始から40年を  
超える関西電力美浜原  
発3号機（福井県美浜  
町）は安全対策が不十  
分だとして、福井、滋  
賀、京都3府県の住民  
7人が運転差し止めを  
求めた仮処分（即時抗  
告審で、大阪高裁（長  
谷川浩二裁判長）は15  
日、「運転中に重大事  
故を起す具体的危険

があるとは認められな  
い」として、申し立て  
を棄却する決定をしま  
した。

住民側弁護団の井戸  
兼一共同代表は決定後  
の記者会見で「能登半  
島地震があり、原発の  
脆弱（ぜいじゃく）性  
を踏まえた決定が出る  
のではないかと期待し  
たが、大差残念で不当

だ」と述べました。

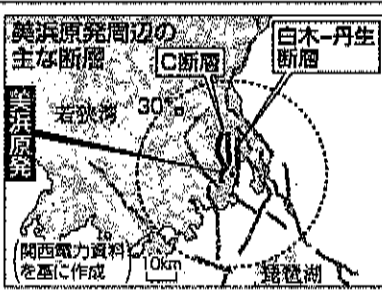
即時抗告審で住民側  
は、運転開始から40年  
以上経過した原発は過  
酷な環境下で稼働し続  
けているため、一定年  
数を超えると故障発生  
率が急激に上昇すると  
主張。原発の敷地から  
極めて近い場所に「C  
断層」と「白木-丹生  
断層」の二つの活断層

があるのに、3号機は  
十分に余裕を持った耐  
震設計をしていないと  
しました。

これに対し長谷川裁  
判長は、原子力規制委  
員会の新規制基準が定  
めた経年劣化対策は、  
評価方法などに不合理  
な点はないとしまし  
た。基準に基づいて関  
電が実施した特別点検

でも「原子炉容器など  
に欠陥や劣化は認めら  
れなかった」としまし  
た。

住民側が指摘した二  
つの断層については  
「大規模な地表変位を  
発生させ得る断層だと  
示す確な資料は見当  
たらず、発電所が無視  
できない影響を受ける



とは認め難い」として  
退けました。

仮処分を巡っては、  
大阪地裁が2022年  
12月に申し立てを却下  
したのを不服とし、住  
民側が即時抗告してい  
ました。